公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 派生競技会員の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会(以下「当法人」という。)定款第7条、第9条乃至第11条の規定に基づき、当法人の派生競技会員の入会及び退会に関し必要な事項を定め、派生競技会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

- 第2条 派生競技会員になろうとする者は、(i)入会申込書(第2号様式)を当法人に提出する、又は(ii)当法人が定める入会登録フォームの電子提出その他の電磁的方法(必要に応じて理事会で定める)により、当法人に申し込まねばならない。
- 2 当法人への派生競技会員の入会の可否は、次の基準を基に会長又は会長が指名した者が決定する。

(成年者の場合)成年被後見人又は被保佐人でないこと

(未成年者の場合)保護者、未成年後見人、親権者等が反対していないこと 翌末に当はよの会員から除名された老については、除名見から港 5 年以上が経

過去に当法人の会員から除名された者については、除名日から満 5 年以上が経過していること

入会金及び会費があらかじめ納入されていること

入会申込書又は入会登録フォーム等に記載又は入力された情報等から、入会申込者が派生競技会員として相応しくない者とは認められないこと(この判断に際しては、当法人が別に定める倫理懲罰規程第4条に列挙される事由を勘案するものとするが、それらに限られない。)

3 会長又は会長が指名した者が派生競技会員の入会の可否を決定したときは、当法人が 定める方法により、当該入会申込者に通知するものとする。

(会員登録)

- 第3条 入会が可とされた者は、当法人が定める方法により派生競技会員として登録される。
- 2 当法人は、前項に基づき登録された派生競技会員の個人情報について、個人情報の保護 に関する法律を遵守するほか、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならな い。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額・納期、及びそれらの減免に関する扱いについては、当法人が定める派生競技会員の会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第5条 派生競技会員は、当法人が定める方法により任意に退会を申し出ることができる。

(除名及び退会手続)

- 第6条 派生競技会員が当法人の定款第10条第1項のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は、社員総会の議決権を有する総社員の半数以上、かつ、かかる総社員が有する総議決権の3分の2以上の多数による社員総会決議によって、当該派生競技会員を除名することができる。
- 2 前条の規定により派生競技会員から退会の申し出があった場合、前項の規定により社員総会が派生競技会員の除名を決議した場合、又は派生競技会員が定款第11条第1項の事由のいずれかに該当し場合には、当該派生競技会員は会員資格を喪失する。事務局は、会員資格を喪失した派生競技会員につき、速やかに退会の手続をする。ただし、当該派生競技会員が当該年度までの年会費の全部又は一部を未納の場合には、事務局は退会手続完了前に当該派生競技会員にその納入を求めるものとし、当該派生競技会員はこれに応じるものとする。
- 3 定款第10条第1項第3号の「除名すべき正当な事由」には、当法人が別に定める倫理 懲罰規程第4条に列挙される事由が含まれる(ただし、常に除名すべき正当な事由となる わけではない。)が、それらに限られない。

(再入会)

第7条 過去に当法人の会員であった者が再入会を希望する場合には、改めて第2条第1項の申し込みをする。ただし、過去に当法人の会員から除名された者は、除名日から満5年以上が経過しなければ、入会を申し込めない。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第9条 この規則に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則(令和6年6月16日令和6年度第2回理事会決議) この規則(制定)は、決議の日(令和6年6月16日)より施行する。

第2号様式(第2条関係)

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会入会申込書

私は、貴協会の派生競技会員(フラッグフットボール会員)として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。なお、私の保護者、未成年後見人、親権者[該当するものを○で囲む]は、私が当法人の派生競技会員となることに反対していません。

記

- 1 入会希望時期 年度(年月)
- 2 添付書類

年 月 日

₹

住所

氏名(法人名・代表者名)

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

会長 殿